

平成 23 年度
スクールソーシャルワーカー
実践活動事例集

平成 24 年 9 月



初等中等教育局児童生徒課

はじめに

最近においても、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生するなど、いじめの問題をはじめとして、不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動等は極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題となっています。さらに、児童虐待などの家庭の問題やネット上のいじめの問題など、近年の子どもたちを取り巻く環境等の変化とともに、今までの生徒指導体制では十分に対応しにくい事案の増加も大きな課題の一つとして挙げられます。このような課題に対応するため、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割はますます重要度を増していると考えられます。

文部科学省では、平成20年度から、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図ってきました。平成23年度からは、都道府県・指定都市教育委員会に加え、中核市教育委員会でも、地域の実情に応じて、主体的にスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し多様な支援が行われています。その中で、スクールソーシャルワーカーの「活動方針等に関する指針（ビジョン）」を策定し、積極的な周知を図ったり、スーパービジョン体制を導入したりするなど、スクールソーシャルワーカーを一層効果的に活用するための取組も広がっています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災への対応について、文部科学省では、被災児童生徒に対する心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉機関等関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの派遣を含む緊急スクールカウンセラー等派遣事業を実施しています。被災児童生徒の心のケアだけでなく、就学や生活支援のための福祉機関等関係機関・団体との連携調整などにおいて、スクールソーシャルワーカーの果たす役割が注目されています。

今般、教育委員会や学校が、スクールソーシャルワーカーの活用の在り方についてより一層の理解と認識を持ち、児童生徒への更なる支援に資するよう、平成23年度における各教育委員会の取組等を紹介した実践活動事例集を作成しました。

本事例集が、各教育委員会や学校において、今後、スクールソーシャルワーカーを活用していく際の参考となり、その取組が一層促進されることを期待しています。

平成 23 年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集

目 次

各都道府県・指定都市・中核市の取組の概要

- ・各都道府県・指定都市・中核市の取組の概要 . . . 1

参考 スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領 . . . 136
- ・緊急スクールカウンセラー等派遣事業 . . . 140

各都道府県・指定都市・中核市の取組の概要

(注)

「3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例」の問題の種別については、各都道府県、指定都市、中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①不登校 ②いじめ ③暴力 ④児童虐待 ⑤友人関係の問題
- ⑥非行・不良行為 ⑦家庭環境の問題 ⑧教職員との関係の問題
- ⑨心身の健康・保健に関する問題 ⑩発達障害等に関する問題 ⑪その他